

自治体提携慶弔共済保険
普通保険約款(疾病死亡)

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

(創設)	実施日	2013年 6月 3日	認可日	2013年 3月19日	厚生労働省発基 0319 第 16 号
(変更)	実施日	2019年 6月 1日	認可日	2019年 3月19日	厚生労働省発雇均 0319 第1号
(変更)	実施日	2022年 5月 9日	認可日	2022年 5月10日	厚生労働省発雇均 0510 第 39 号

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款（疾病死亡） 目次

第1章	用語等定義条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1条 用語の定義	1
	第2条 団体および対象者等	3
第2章	本人保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	第1条 保険金の支払事由および保険金の額	5
	第2条 保険金を支払わない場合	7
第3章	本人財産保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	第1条 保険金の支払事由および保険金の額	9
	第2条 保険金を支払わない場合	10
第4章	慶弔見舞金保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	第1条 保険金の支払事由および保険金の額	11
	第2条 保険金を支払わない場合	13
第5章	基本条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	第1条 保険責任の始期および終期	14
	第2条 保険期間の途中で対象者となった者の保険責任	14
	第3条 保険料の払込方法	14
	第4条 払込猶予期間	14
	第5条 保険料の払込猶予期間を経過した場合の免責	14
	第6条 保険料の払込猶予期間を経過した場合の解除	15
	第7条 払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合	15
	第8条 保険契約の更新	15
	第9条 更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更	15
	第10条 更新された保険契約に適用される保険料率等	15
	第11条 対象者	16
	第12条 告知義務	16
	第13条 通知義務	16
	第14条 対象者が過小であった場合の保険金額	17
	第15条 対象者が過大であった場合の取扱い	17
	第16条 団体の住所変更	17
	第17条 保険契約に関する調査	17
	第18条 保険契約の無効	18
	第19条 保険契約の失効	18
	第20条 保険契約の取消し	18
	第21条 団体による保険契約の解除	18
	第22条 重大事由による解除	18
	第23条 保険契約の解除の効力	19
	第24条 保険契約内容の変更	19
	第25条 保険料の返還－無効の場合	19
	第26条 保険料の返還－取消しの場合	19
	第27条 保険料の返還－失効、解除の場合	20
	第28条 保険金支払事由発生のお知らせ	20

第29条	保険金の請求	20
第30条	保険金の支払時期	21
第31条	保険金支払の遅延	22
第32条	保険金の受取人	22
第33条	保険金の削減支払	22
第34条	保険金の直製支払	23
第35条	時効	23
第36条	保険料の優良戻し	23
第37条	訴訟の提起	23
第38条	準拠法	23
別表 1	対象となる火災等の事故	24
別表 2	対象となる交通事故の範囲	25
別表 3	対象となる不慮の事故	27
別表 4	後遺障害等級表	28

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款

第1章 用語等定義条項

第1条(用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語	定義
火災等	火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊、水濡れ、突発的な第三者の加害行為をいいます。 その範囲は別表1「対象となる火災等の事故」の内容となります。
学校	学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める小学校、中学校、高等学校、大学をいいます。 同法律の中等教育学校は中学校に含み、高等専門学校、高等専修学校は高等学校に含み、専修学校、専門学校は大学に含みます。 また、短期大学校、大学校は大学に含みます。
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
更新契約	第5章(基本条項)第8条(保険契約の更新)により、前契約から更新された保険契約をいいます。この保険契約に前契約がある場合は、この保険契約は更新契約となります。
交通事故	交通事故の範囲は別表2「対象となる交通事故の範囲」の内容となります。
互助規約	団体が実施している互助事業を規定している文章をいい、第2条(団体および対象者等)(5)の通りとします。
互助金	団体が対象者に対して実施している互助事業において対象者に支払う弔慰金、見舞金、祝金等をいい、第2条(団体および対象者等)(4)の通りとします。
互助事業	団体が対象者に対して実施している相互扶助事業をいい、第2条(団体および対象者等)(3)の通りとします。
自然災害	地震、噴火、津波、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降雹をいい、これらを原因とする火災、破裂、爆発等の損壊を含み、これらに伴う消防または避難に必要な処分を含みます。

修理費	<p>損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(注)に復旧するために必要な修理費をいいます。</p> <p>(注) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。</p>
傷害	<p>身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。</p>
前契約	<p>この保険契約と同一の約款で、保険期間をこの保険契約の保険始期の前日を保険終期とする保険契約をいいます。</p>
損害の額	<p>損害(注)が生じた対象物の修理費の額をいい、修理にともなって生じた残存物がある場合は、その残存物の時価額を差し引いた額をいいます。</p> <p>(注) 消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。</p>
対象者	<p>団体が実施する互助事業の会員である事業主および従業員をいい、第2条(団体および対象者等)(2)の通りとします。</p>
対象者および対象者の配偶者の親	<p>対象者および配偶者それぞれの実父母、養父母をいいます。</p>
対象者の家族	<p>対象者と生計を一にする一親等以内の親族をいいます。</p>
対象者の子	<p>対象者の実子、養子、継子およびこれらの配偶者をいいます。</p>
対象者の親族	<p>対象者と同居する配偶者または6親等内の血族もしくは3親等内の姻族をいいます。</p>
対象者の配偶者	<p>対象者との婚姻の届出をしている者。内縁関係にある者を含みます。ただし、対象者または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。</p>
団体	<p>互助事業を実施している団体をいい、第2条(団体および対象者等)(1)の通りとします。</p>

月割係数	下記の期間に対応する係数をいいます。												
	期 間	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で	12 か 月 ま で
	係 数	1 — 12	2 — 12	3 — 12	4 — 12	5 — 12	6 — 12	7 — 12	8 — 12	9 — 12	10 — 12	11 — 12	12 — 12
(注) 1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。													
被保険者	第2章 本人保障条項		対象者をいいます。										
	第3章 本人財産保障条項		対象者をいいます。										
	第4章 慶弔見舞金保障条項		団体をいいます。										
不慮の事故	急激かつ偶然な外来による事故をいいます。 その範囲は別表3「対象となる不慮の事故」の内容となります。												
保険期間	保険証券または保険契約更新証記載の保険期間をいいます。												
保険始期	保険期間の初日をいいます。												
約款	この自治体提携慶弔共済保険普通保険約款をいいます。												

約款附則

(保険始期が2013年7月～2014年6月の契約に適用します。)

第1条(用語の定義)の前契約に関する規定中、「この保険契約と同一の約款の契約で、保険期間をこの保険契約の保険始期の前日を保険終期とする保険契約」には、慶弔(自治体提携用)共済規約に基づく共済契約を含みます。

第2条(団体および対象者等)

(1) 団体

この約款において団体とは互助事業(注)を実施している保険証券または保険契約更新証記載の団体をいい、この保険契約において①～④の通りとします。

- ① この約款に基づく保険契約は、この会と団体との間で締結するものとし、団体はこの保険契約の保険契約者になります。
- ② 第2章(本人保障条項)および第3章(本人財産保障条項)においては、団体はこの会に対

し、対象者に関する保険金請求の手続きを行うものとし、この会に代わって保険金を対象者に支払います。

- ③ この会は、団体が②において対象者に支払った、あるいは支払うべき保険金を団体に対して支払います。
- ④ 第4章(慶弔見舞金保障条項)においては、団体はこの保険契約の被保険者となり、この会に対し、保険金を請求し、支払いを受けるものとします。

(注) 互助事業はその一部または全部をこの保険契約に付保しているものとします。

(2) 対象者

この約款において対象者とは、団体に所属する全ての会員をいい、この保険契約において

①～③の通りとします。

- ① 団体が実施する互助事業の対象となる者をいいます。
- ② 第2章(本人保障条項)および第3章(本人財産保障条項)においては、被保険者となります。
- ③ 第4章(慶弔見舞金保障条項)においては、団体が行う互助事業に基づき団体から互助金の支払いを受ける者とします。

(3) 互助事業

団体が対象者に対して実施している相互扶助事業をいいます。

相互扶助事業は、この保険契約において対象者に対して支払う第2章(本人保障条項)、第3章(本人財産保障条項)の保険金および第4章(慶弔見舞金保障条項)の互助金またはこの保険契約以外の互助金の支払いを行う事業をいいます。

(4) 互助金

団体が対象者に対して実施している互助事業において対象者に支払う弔慰金、見舞金、祝金等をいいます。

(5) 互助規約

団体が実施している互助事業を規定している文章をいいます。その文章は①～③の通りとします。

- ① 運営規定、規約、会則、その他名称を問いません。
- ② 互助金の種類、支払事由等を規定していることを要します。
- ③ 対象者へ周知されていることを要します。

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款 (疾病死亡)

第2章 本人保障条項

第1条(保険金の支払事由および保険金の額)

(1) この会は、保険期間中に(2)保険金種類表の保険金種類ごとに定める支払事由が生じた場合にこの約款に従い保険金を支払います。ただし、保険金が団体の互助規約において定めている範囲内である場合に限ります。

(2) 保険金種類表

保険金種類	支払事由	保険金の額
①疾病死亡保険金	対象者が疾病により死亡した場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額 ただし、保険始期における対象者の年齢が満65歳以上の場合は、保険証券または保険契約更新証記載の金額の50%に相当する額
②不慮の事故による死亡保険金	対象者が保険期間内に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡した場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額
③交通事故による死亡保険金	対象者が保険期間内に発生した交通事故による傷害を直接の原因として死亡した場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額 (注1)
④増加疾病死亡保険金	保険始期における年齢が満65歳以上満71歳未満の対象者が疾病により死亡した場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額 (注2)
⑤疾病重度障害保険金	対象者が疾病により別表4後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級の②③④のいずれかに該当する後遺障害となった場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額 (注3) ただし、保険始期における対象者の年齢が満65歳以上の場合は、保険証券または保険契約更新証記載の金額の50%に相当する額
⑥不慮の事故による後遺障害	対象者が保険期間内に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、別	表下の算式によって算出した金額 (注3)(注4)

保険金	表4後遺障害等級表に該当する後遺障害となった場合	
⑦交通事故による後遺障害保険金	対象者が保険期間内に発生した交通事故による傷害を直接の原因として、別表4後遺障害等級表に該当する後遺障害となった場合	表下の算式によって算出した金額 (注3)(注4)(注5)
⑧増加疾病重度障害保険金	保険始期における年齢が疾病により満65歳以上満71歳未満の対象者が、別表4後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級の②③④のいずれかに該当する後遺障害となった場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額 (注3)(注6)
⑨傷病休業保険金	対象者が保険期間内(注7)に傷病等により休業した場合	休業した期間に応じた保険証券または保険契約更新証記載の保険金額

【保険金の額の算式】

⑥不慮の事故による後遺障害保険金

$$\boxed{\text{保険証券または保険契約更新証記載の不慮の事故による後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{別表4の支払割合}} = \boxed{\text{不慮の事故による後遺障害保険金の額}}$$

⑦交通事故による後遺障害保険金

$$\boxed{\text{保険証券または保険契約更新証記載の交通事故による後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{別表4の支払割合}} = \boxed{\text{交通事故による後遺障害保険金の額}}$$

(注1) ③「交通事故による死亡保険金」は②「不慮の事故による死亡保険金」に加算して支払います。

(注2) ④「増加疾病死亡保険金」は①「疾病死亡保険金」に加算して支払います。

(注3) 保険金⑤～⑧の後遺障害が別表4に掲げる後遺障害に該当しない場合は、身体障害の程度に応じ、かつ別表4に掲げる区分に応じて後遺障害を認定します。

(注4) ⑥・⑦の規定にかかわらず、対象者が「不慮の事故」「交通事故」の事故発生の日からその日を含めて200日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故発生の日からその日を含めて201日目以降の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(注5) ⑦「交通事故による後遺障害保険金」は⑥「不慮の事故による後遺障害保険金」に加算して支払います

(注6) ⑧「増加疾病重度障害保険金」は、⑤「疾病重度障害保険金」に加算して支払います。

(注7) 休業となった最初の日がこの保険契約の保険期間内にあることをいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1) この会は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、次の表に掲げる保険金の支払事由が、保険金受取人の故意または重大な過失により発生した場合は保険金を支払いません。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

保険金の種類
① 疾病死亡保険金
② 不慮の事故による死亡保険金
③ 交通事故による死亡保険金
④ 増加疾病死亡保険金
⑤ 疾病重度障害保険金
⑧ 増加疾病重度障害保険金

(2) この会は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、次の表に掲げる保険金の支払事由が、対象者の故意または重大な過失により発生した場合は保険金を支払いません。

保険金の種類
② 不慮の事故による死亡保険金
③ 交通事故による死亡保険金
⑥ 不慮の事故による後遺障害保険金
⑦ 交通事故による後遺障害保険金
⑨ 傷病休業保険金

(3) この会は保険金の支払事由が、対象者の犯罪行為により発生した場合は、第1条(保険金の支払事由および保険金の額)の保険金を支払いません。

(4) この会は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、次の表に掲げる保険金の支払事由が、次の①～④のいずれかに該当する間に生じた場合は保険金を支払いません。

- ① 対象者が法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
- ② 対象者が酒に酔った状態(注2)で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③ 対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 対象者が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間

保険金の種類
② 不慮の事故による死亡保険金
③ 交通事故による死亡保険金

⑥ 不慮の事故による後遺障害保険金

⑦ 交通事故による後遺障害保険金

(注1) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態または身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態をいいます。

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款

第3章 本人財産保障条項

第1条(保険金の支払事由および保険金の額)

(1) この会は、保険期間中に(2)保険金種類表の保険金種類ごとに定める支払事由が生じた場合にこの約款に従い保険金を支払います。ただし、保険金が団体の互助規約において定めている範囲内である場合に限ります。

(2) 保険金種類表

保険金種類	支払事由		保険金の額
① 火災等による住宅災害保険金	対象者が居住している建物(注1)または建物に収容されている家財が火災等の事故により損害を受けた場合		保険証券または保険契約更新証記載の保険金額に損害の程度に応じた下表ア.の支払割合を乗じた額
② 自然災害による住宅災害保険金	対象者が居住している建物(注1)が自然災害により損害を受けた場合	下記の床上浸水以外の場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額に損害の程度に応じた下表イ.の支払割合を乗じた額(注3)
		床上浸水(注2)の場合	保険証券または保険契約更新証記載の保険金額に20%を乗じた額(注3)

(注1) 対象者が現に居住している部分をいい、非居住部分(貸間、店舗、作業場等)を除きます。

(注2) 「床上浸水」とは、床面以上に浸水(床下への浸水による損害を除きます。)し、そのため日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

(注3) 床上浸水以外の場合と床上浸水の場合は重複して支払いません。いずれか高い金額を支払います。

表ア. 火災等による住宅災害保険金の支払割合

建物・家財の損害の程度	支払割合
50%以上	100%
30%以上50%未満	70%
20%以上30%未満	50%

20%未満	20%
-------	-----

表イ. 床上浸水以外の場合の支払割合

建物の損害の程度	支払割合
70%以上	100 %
20%以上70%未満	50%
20%未満	10%

(注) 床下への浸水を除きます。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) この会は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、保険金の支払事由が、対象者の故意または重大な過失により発生した場合は保険金を支払いません。
- (2) この会は保険金の支払事由が、対象者の犯罪行為により発生した場合は、第1条(保険金の支払事由および保険金の額)の保険金を支払いません。
- (3) この会は保険金の支払事由が、次の①・②を直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)の保険金を支払いません。

また、発生原因がいかなる場合でも、①・②により損害が拡大した場合は保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ② 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款

第4章 慶弔見舞金保障条項

第1条(保険金の支払事由および保険金の額)

- (1) この会は、団体が行う互助事業において、(2)互助金種類表の互助金種類ごとに定める支払事由が生じ団体が対象者に対して互助金を支払った場合または団体が対象者への支払いを決定している場合に、この約款に従いその互助金の全部または一部の金額(注)に対して保険証券または保険契約更新証記載の保険金額を保険金として支払います。ただし、互助金が団体の互助規約において定めている範囲内である場合に限ります。

(注)一部とは、団体がこの保険契約の上乗せ保障または独自の保障を実施していた場合で、対象者に支払う互助金の総額がこの保険契約の保険金額を超える場合をいいます。

(2) 互助金種類表

互助金種類	支払事由
① 配偶者の死亡弔慰金	対象者の配偶者が死亡した場合
② 子の死亡弔慰金	対象者の子が死亡した場合 対象者の子の死亡は妊娠7か月以上経過した後に死産した場合も含みます。
③ 親の死亡弔慰金	対象者および対象者の配偶者の親が死亡した場合
④ 住宅災害による同居親族の死亡弔慰金	対象者と同居する配偶者または6親等内の血族もしくは3親等内の姻族(以下「親族」という。)が第3章(本人財産保障条項) 第1条(保険金の支払事由および保険金の額)の支払事由によって死亡した場合
⑤ 結婚祝金	対象者が結婚した場合
⑥ 出生祝金	対象者の子が出生した場合 ただし、対象者の子が出生して14日以内に死亡した場合には出生祝金は支払いません。
⑦ 就学祝金	対象者の子が次のア.～エ.の学校に就学した場合 ア.小学校 イ.中学校 ウ.高等学校 エ.大学
⑧ 二十歳の祝金	対象者が満20歳に達した場合
⑨ 還暦祝金	対象者が還暦をむかえた場合(満60歳に達した場合)
⑩ 古希祝金	対象者が古希をむかえた場合(満69歳に達した場合)

⑪ 結婚記念祝金	<p>対象者が次のア.～ク.の結婚記念日をむかえた場合</p> <p>ア.15周年(水晶婚祝金) イ.20周年(磁器婚祝金) ウ.25周年(銀婚祝金) エ.30周年(真珠婚祝金) オ.35周年(珊瑚婚祝金) カ.40周年(ルビー婚祝金) キ.45周年(サファイア婚祝金) ク.50周年(金婚祝金)</p>
⑫ 在会祝金	<p>対象者が所属する団体の構成員になってから、次のア.～エ.の期間(注)を経過した場合</p> <p>ア. 在会5年 イ. 在会10年 ウ. 在会15年 エ. 在会20年</p> <p>(注)対象者が所属する団体の構成員になってからの通算の在会年数をいいます。</p>
⑬ 退会餞別金	<p>対象者が所属する団体の構成員となってから、次のア.～オ.の期間(注)を経過して団体の構成員でなくなった場合</p> <p>ア. 在会5年以上10年未満 イ. 在会10年以上 ウ. 定年退会 – 在会3年以上5年未満 エ. 定年退会 – 在会5年以上10年未満 オ. 定年退会 – 在会10年以上</p> <p>(注)対象者が所属する団体の構成員になってからの通算の在会年数をいいます。</p>
⑭ 勤続祝金	<p>対象者が従事する企業等の従業員となっからの期間(注)、または対象者が事業主の場合は、同一の事業を営んだ期間が、次のア.～キ.の期間を経過した場合</p> <p>ア. 10年 イ. 15年 ウ. 20年 エ. 25年 オ. 30年 カ. 35年 キ. 40年</p>

	(注)対象者が同一企業に連続して勤務した期間をいいます。
--	------------------------------

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) この会は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、次の表に掲げる互助金の支払事由が、対象者の故意または重大な過失により発生した場合は保険金を支払いません。

互助金の種類
① 配偶者の死亡弔慰金
② 子の死亡弔慰金
③ 親の死亡弔慰金
④ 住宅災害による同居親族の死亡弔慰金

- (2) この会は互助金の支払事由が、対象者の犯罪行為により発生した場合は、第1条(保険金の支払事由および保険金の額)の保険金を支払いません。

- (3) この会は互助金の支払事由が、次の①・②を直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合は第1条(保険金の支払事由および保険金の額)のうち、次の表に掲げる保険金を支払いません。

また、発生原因がいかなる場合でも、①・②により損傷が拡大した場合は保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ② 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

互助金の種類
④ 住宅災害による同居親族の死亡弔慰金

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款

第5章 基本条項

第1条(保険責任の始期および終期)

(1) この会の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(注)に始まり、末日の午後12時(24時)に終わります。

(注) 保険証券または保険契約更新証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、この会は、保険料領収前に支払事由が生じた場合は、保険金を支払いません。

第2条(保険期間の途中で対象者となった者の保険責任)

第13条(通知義務)の通知により、保険期間の途中で対象者となった者の保険期間は、その通知日に始まり、第1条(保険責任の始期および終期)(1)の保険期間の末日の午後12時(24時)に終わります。

第3条(保険料の払込方法)

(1) 団体は、この会が承諾した保険契約の申込の内容に従い、この会に対し、月単位で保険料を払い込むものとします。

(2) 団体は、その月の7営業日目の日(以下「払込期日」といいます。)までに保険料を払い込むものとします。

(3) (2)にかかわらず、団体は保険始期の属する月の保険料は保険始期までに払い込むものとします。

(4) 団体は、団体に所属する対象者全員分の保険料を一括してこの会へ払い込むものとします。

(5) 団体は毎月1日における対象者の人数分の保険料をその月の保険料として払い込むものとします。

第4条(払込猶予期間)

保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月の払込期日までを猶予期間とします。

第5条(保険料の払込猶予期間を経過した場合の免責)

この会は第4条(払込猶予期間)に規定する払込猶予期間を経過しても団体が保険料を払い込まなかった場合は、払込期日の属する月の1日以降に発生した支払事由に対しては保険金を支払いません。

第6条(保険料の払込猶予期間を経過した場合の解除)

- (1) この会は第4条(払込猶予期間)に規定する払込猶予期間を経過しても団体が保険料を払い込まなかった場合は、団体に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除はその保険料を支払うべき払込期日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第7条(払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合)

払込猶予期間内において保険金の支払事由が発生した場合は、この会は団体が未払込保険料の全額を払い込んだときに限り、その保険金の支払事由に対する保険金を支払います。

第8条(保険契約の更新)

- (1) この保険契約の保険期間が満了する日の属する月の前月末日までに、この会または団体のいずれか一方から別段の意思表示がない場合は、この保険契約は、保険期間が満了する日の内容と同一の内容で保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、この会は、保険契約更新証を団体に対して交付します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、契約内容を変更したい場合は、その変更内容を団体が保険契約申込書に記載し、この会へ提出し、この会がその内容を承認した場合は契約内容を変更することができます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、第4条(払込猶予期間)の期間を越えて保険料が払い込まれなかった場合は、この保険契約は更新されません。
- (5) 更新契約における保険始期が属する月の保険料については、第3条(保険料の払込方法)ならびに第4条(払込猶予期間)の規定を準用します。

第9条(更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更)

- (1) この会は、保険金支払がこの会の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は前条(1)の規定にかかわらず、主務官庁の認可を得てこの保険契約を更新しない、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額をすることがあります。
- (2) (1)の保険契約を更新しない場合、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額を行う場合は、この会は団体に対してこの保険契約の保険期間が満了する日の2か月前までにその旨を書面により通知するものとします。

第10条(更新された保険契約に適用される保険料率等)

- (1) この保険契約に適用した約款、保険料率等を改定した場合は、この会は、第8条(保険契約の

更新)により、更新された保険契約について、更新された保険契約の保険期間の初日における約款、保険料率等を適用するものとします。

(2) (1)の場合は、この会は、この保険契約の保険期間が満了する日が属する月の前月 10 日までに団体に対して、約款、保険料率等の改定内容を書面により通知します。

第11条(対象者)

(1) この保険契約においては、団体に所属する会員全員を対象者とし、一部の会員のみを対象者とすることはできません。

(2) 団体は、常に対象者全員を示す名簿を備え、この会がその閲覧または写しの提出を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第12条(告知義務)

(1) 団体は、保険契約締結の際、保険契約申込書に対象者数を正確に記載しなければなりません。

(2) この会は、保険契約締結の際、団体が対象者の人数を故意または重大な過失によって過少に記載した場合は、団体に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができません。

(3) (2)の規定は、次の①～③のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② この会が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ この会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)この会のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条(通知義務)

(1) 団体は、毎月の通知日における対象者数をこの会所定の通知書に記載し、通知提出日までに通知するものとします。

(2) この保険契約の通知日は毎月の 1 日とします。

(3) この保険契約の通知提出日は通知日の属する月の 5 営業日目の日とします。

(注)対象者の減員または増員の有無にかかわらず通知をするものとします。

(4) この会は(1)の通知書が提出されなかった場合は、前回の通知提出日における対象者数を通知日における対象者数とみなします。前回の通知日が保険始期である場合は、保険証券または保険契約更新証記載の対象者数(注)を通知日における対象者数とみなします。

(5) 対象者が増員となった場合において、団体が、故意または重大な過失によって(1)の規定によ

る通知をしなかったときには、この会は、団体に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (5)の規定は、この会が、(5)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または対象者数の増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(注)更新契約の場合は、保険契約更新証記載の対象者数を通知日における対象者数とみなします。

第14条(対象者数が過少であった場合の保険金額)

団体が、故意または重大な過失によって第12条(告知義務)(1)の保険契約申込書に記載の対象者数、または第13条(通知義務)(1)の規定による通知における対象者数が実際の対象者数より過少であった場合は、この会は、対象者数の過少の事実があった後に支払事由が発生した場合は、次の算式によって算出した額をもって保険証券または保険契約更新証の金額とみなします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険証券記載または} \\ \text{保険契約更新証の} \\ \text{保険金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険契約申込書記載の対象者数} \\ \text{または通知された対象者数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{実際の対象者数} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}$$

第15条(対象者数が過大であった場合の取扱い)

(1) この会は、第12条(告知義務)(1)の保険契約申込書に記載の対象者数、または第13条(通知義務)(1)の規定による通知における対象者数が実際の対象者数より多い場合でかつ、多くなった原因が次の①・②のいずれかに該当する場合は既に払い込まれた保険料のうち、その対象者の分の保険料は団体に返還します。

- ① 対象者が保険始期または通知日に既に死亡していた場合
- ② 対象者が保険始期または通知日に既に団体の構成員でなくなっていた場合

(2) この会は、団体が(1)の原因を第12条(告知義務)の申込書を記載する時点、または第13条(通知義務)の通知書を記載する時点において既に知っていた場合は(1)の規定による保険料は返還しません。

第16条(団体の住所変更)

団体が保険証券または保険契約更新証記載の住所あるいは通知先を変更した場合は、団体は遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

第17条(保険契約に関する調査)

(1) この会は、いつでも保険契約に関して必要な調査をすることができます。

(2) 団体または対象者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、この会は、団体に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合は適用しません。

第18条(保険契約の無効)

団体が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第19条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、互助規約が消滅した場合は、この保険契約は効力を失います。

第20条(保険契約の取消し)

団体また対象者の詐欺もしくは強迫によってこの会が保険契約を締結した場合は、この会は団体に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条(団体による保険契約の解除)

団体は、この会に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第22条(重大事由による解除)

(1) この会は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合は、団体に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 団体、対象者または保険金を受け取るべき者が、この会にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 団体、対象者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 団体が、次の次のア.～オ. いずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①～③に掲げるもののほか、団体、対象者または保険金を受け取るべき者が、①～③の事由がある場合と同程度にこの会のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) この会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、団体に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 対象者が、(1)③ア.～ウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

② 対象者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注)その対象者に係る部分に限ります。

(3)(1)または(2)の規定による解除が、支払事由(注1)の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した支払事由(注1)に対しては、この会は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その対象者に生じた支払事由をいいます。

(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.～オ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第23条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条(保険契約内容の変更)

(1) この会は、保険金支払がこの会の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、この会の定めるところにより、保険期間の中途において、主務官庁の認可を得て、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) (1) の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、団体に対して書面によりその旨を通知するものとします。

(3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の保険金額の減額を行いません。

第25条(保険料の返還－無効の場合)

第18条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、この会は、保険料を返還しません。

第26条(保険料の返還－取消しの場合)

第20条(保険契約の取消し)の規定により、この会が保険契約を取り消した場合は、この会は、保険料を返還しません。

第27条(保険料の返還—失効、解除の場合)

この会は、次の①～③の場合、下表により算出した保険料を返還します。

- ① 第12条(告知義務)(2)、第13条(通知義務)(5)、第17条(保険契約に関する調査)(2)または第22条(重大事由による解除)(1)の規定により、この会が保険契約を解除した場合
- ② 第19条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合
- ③ 第21条(団体による保険契約の解除)の規定により、団体が保険契約を解除した場合

保険料(注1)	－	既経過期間に対応する月割係数(注2)によって計算した保険料	＝	返還する 保険料
---------	---	-------------------------------	---	-------------

(注1)この保険契約で既に支払われた保険料をいいます。

(注2)第1章(用語等定義条項)第1条(用語の定義)の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第28条(保険金支払事由発生のお知らせ)

- (1) 団体は、保険金の支払事由が発生したことを知った場合は、これをこの会に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、この会が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 団体または対象者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、この会は、これによってこの会が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の請求)

- (1) この会に対する保険金請求権は、保険金の支払事由が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 団体が保険金の支払を請求する場合は、次の①～③の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② この会の定める事故状況報告書
 - ③ その他この会が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際にこの会が交付する書面等において定めたもの
- (3) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、団体または対象者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 団体または対象者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)、(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、この会は、これによってこの会が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条(保険金の支払時期)

(1) この会は、請求完了日(注)の翌日以後30日以内に、この会が保険金を支払うために必要な次の①～③の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、支払事由発生の原因、支払事由発生の状況、支払対象となる損害、傷害の発生の有無および対象者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、支払対象となる損害、傷害の程度、支払事由の発生と損害、傷害との関係、損害に対する修復、傷害に対する治療の程度および損害、傷害の内容

(注)第29条(保険金の請求)(2)・(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑥に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、この会は、請求完了日(注1)の翌日以後、次の①～⑥に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を団体に対して通知するものとします。

- ① (1)①～③の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～③の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～③の事項の確認のための調査 60日

⑤ 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した地域における(1)①～③の事項の確認のための調査 360日

⑥ (1)①～③の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)第29条(保険金の請求)(2)・(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みま

す。

- (3) この会が必要な調査を行うにあたり、団体、対象者または保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより調査が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

第31条(保険金支払の遅延)

第30条(保険金の支払時期)に定める支払期限を超えて保険金を支払う場合は、この会は、支払期限翌日以降遅滞の責任を負い、その遅滞した期間に対し法定利率(注)により計算した遅延損害金と保険金を併せて支払います。

(注) 法定利率とは、支払期限の翌日が2020年3月31日以前の場合は商法(明治32年法律第48号)第514条に定める法定利率をいい、支払期限の翌日が2020年4月1日以降の場合は支払期限翌日において適用される民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率をいいます。

第32条(保険金の受取人)

- (1) 保険金の受取人は、第2章本人保障条項ならびに第3章本人財産保障条項では対象者とし、第4章慶弔見舞金保障条項では団体とします。
- (2) 第2章本人保障条項において、対象者が死亡した場合の死亡保険金の受取人は、次に掲げる遺族とし、その順位は①～⑤の順序とします。
- ① 対象者の配偶者
 - ② 対象者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた対象者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 対象者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた対象者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ ②に該当しない対象者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③に該当しない対象者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。
- (4) (2)～(3)の規定にかかわらず、死亡保険金を支給すべき遺族がないときは、その保険金を対象者の相続人に支払います。
- (5) 同順位の保険金受取人が2人以上ある場合は、代表者1人を定めなければなりません。この場合において代表者は他の保険金受取人を代表します。

第33条(保険金の削減支払)

- (1) この会は、巨大災害等が発生した結果、保険金支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、この会の事業収支が著しく悪化させると認められる

場合は、保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

(2) (1)の削減支払を行う場合は、団体に対し書面によりその旨を通知するものとします。

(3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の削減を行いません。

第34条(保険金の直接支払)

第1章(用語等定義条項)第2条(団体および対象者等)(1)②～④または第4章(慶弔見舞金保障条項)第1条(保険金の支払事由および保険金の額)(1)の規定にかかわらず、団体において保険金請求の手続き、ならびに互助金支払いが困難または不能となっているときは、各保障条項に規定する支払事由が発生した期間に対応する保険料が払い込まれている場合に限り、この会は対象者に団体を経由せず、直接保険金を支払うことができます。この場合、対象者はこの会に対して直接保険金の請求を行うものとします。

第35条(時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条(保険料の優良戻し)

この会は、この約款と同じ約款で契約している全ての契約の収支(注1)を、この会の事業年度毎に計算し、その結果として予定支払率(注2)より保険金の支払が少なかった場合は、予定支払率以下となった優良成績の団体(注3)に対して保険料を優良戻しとして返戻します。

(注1)この会が収入した全ての契約の保険料とこの会が支払った全ての保険金をいいます。

(注2)この自治体提携慶弔共済保険の保険料率構成上の予定する保険金の支払率をいいます。

(注3)この会の全ての契約の収支において予定支払率以下となった場合でも、団体単位にて予定支払率を超過している場合には優良戻しはありません。予定支払率を下回った優良成績の団体にのみ返戻されます。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 対象となる火災等の事故

火災等の事故は表1「火災等の事故の範囲」に記載されたものとします。ただし、表2に掲げる事故および表3に掲げる損害は対象外とします。

表1 火災等の事故の範囲

項目	定義
① 火災	人の意図に反してまたは放火により発生し、もしくは人の意図に反して拡大する消火の必要のある熱焼現象であって、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果があるものの利用を必要とする状態をいいます。
② 落雷	空中に発生した超高電圧の電気が地上に地絡する現象(雷雲と地上物の間に生ずる放電作用)をいいます。
③ 破裂・爆発	気体、蒸気または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいい、凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの破裂または爆発を含みます。
④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊をいいます。ただし、以下のア. およびイ. は除きます。 ア. 対象者または対象者と生計を一にする親族が所有もしくは運転する車輛またはその積載物の衝突または接触 イ. 対象者または対象者と生計を一にする親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為による損害
⑤ 水濡れ	次のア.・イ. のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。 ア. 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故 イ. 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故 ただし、給排水設備の欠陥、腐食、さび、かび、虫食い、その他の自然の消耗に起因するものは除かれます。
⑥ 突発的な第三者の加害行為	上記①～⑤以外の突発的な第三者の直接加害行為による事故をいいます。ただし、対象者または対象者と生計を一にする親族と当該事故の発生にかかわった者の直接加害行為による損害を除きます。

表2 「火災等の事故の範囲」に含まれない事故

自然災害を原因として発生した表1における①③④⑤の事故

表3 「火災等の事故による損害」に含まれない損害

- | |
|------------------------------------------|
| ① 燃焼機器、暖房機器または電気機器等の機器の過熱等による当該機器自体のみの損害 |
| ② 凍結による水道管、水管またはこれらに類するもの自体のみの損害 |

別表2 対象となる交通事故の範囲

この約款において、対象となる交通事故は表1によるものとします。ただし、表2の事故は除外します。なお、表1、表2の各用語は表3「用語の定義」によるものとします。

表1 交通事故の定義

① 運行中の交通乗用具に搭乗していない対象者の、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の事故
② 運行中の交通乗用具に搭乗していない対象者の、運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の事故
③ 運行中の交通乗用具に搭乗している対象者の不慮の事故
④ 乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる対象者の不慮の事故
⑤ 道路通行中の対象者の次のア.～オ.に掲げる不慮の事故 ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下 イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 ウ. 火災または破裂・爆発 エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等 オ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

表2 除外する交通事故

表1の定義にかかわらず次の①～⑥のいずれかの間に発生した事故は「交通事故」に含まれません。

① 対象者が交通乗用具を用いて競技等をしている間
② 対象者が船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者である場合またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である場合に、対象者が職務または実習のために船舶に搭乗している間
③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を対象者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする対象者が職務上搭乗している間
④ 対象者が次のア.～エ.に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン
⑤ 対象者が職務として、交通乗用具への荷物等の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業している間
⑥ 対象者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業をしている間

表3 交通事故に関する用語の定義

用語		定義
運行中		交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等		ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習 イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。 ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦
工作用自動車		構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト ----- (注)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるもの)に限ります。 ----- (注)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
	空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン) ----- (注)ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
	水上の乗用具	船舶(ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。) ----- (注)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
	その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 ----- (注)立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
	上記交通乗用具に積載されているものを含みます。	
乗客	入場者を含みます。	
乗降場構内	改札口の内側をいいます。	
搭乗	交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注)に搭乗していることをいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。 ----- (注)室内であっても隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。	

別表3 対象となる不慮の事故

この約款において、対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶然な外来による事故とし、急激・偶然・外来の定義は表1によるものとします。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶然・外来の定義

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶然	事故の発生または事故による傷害の発生が対象者にとって予見できないことをいいます。 (対象者の故意にもとづくものは該当しません。)
外来	事故が対象者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 除外する事故

項目	除外する事故
疾病の発症等における軽微な外来	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外来により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外来となった事故
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 後遺障害等級表

等級	後遺障害	支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼 ^そ および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	② 咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	⑤ 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	90%

等級	後遺障害	支払割合
第4級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が 0.06 以下になったもの ② 咀嚼^そおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	80%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものととは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 	70%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が 0.1 以下になったもの ② 咀嚼^そまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱^{せき}に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの 	60%

等級	後遺障害	支払割合
第7級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の^{こう}睪丸を失ったもの 	50%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの 	45%

等級	後遺障害	支払割合
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの 	30%

等級	後遺障害	支払割合
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%

等級	後遺障害	支払割合
第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	7%

等級	後遺障害	支払割合
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	4%

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第1指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指の末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節若しくは第1指関節(第1の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(注)労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)別表第1(第14条、第15条、第18条の8関係)[障害等級表]による。